

避難・一時移転の流れについて

避難や一時移転の指示が出たら、以下の場所を経由し、避難所へ移動します。

自家用車での避難が基本となりますが、自家用車で避難できない方は、まず一時集合場所に移動し、県や市が準備したバス等に乗り込んで避難します(一時集合場所は、このマニュアルの内側に記載しています)。

電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、携行品を持って家を施錠してから、避難しましょう。

避難退域時検査等場所とは

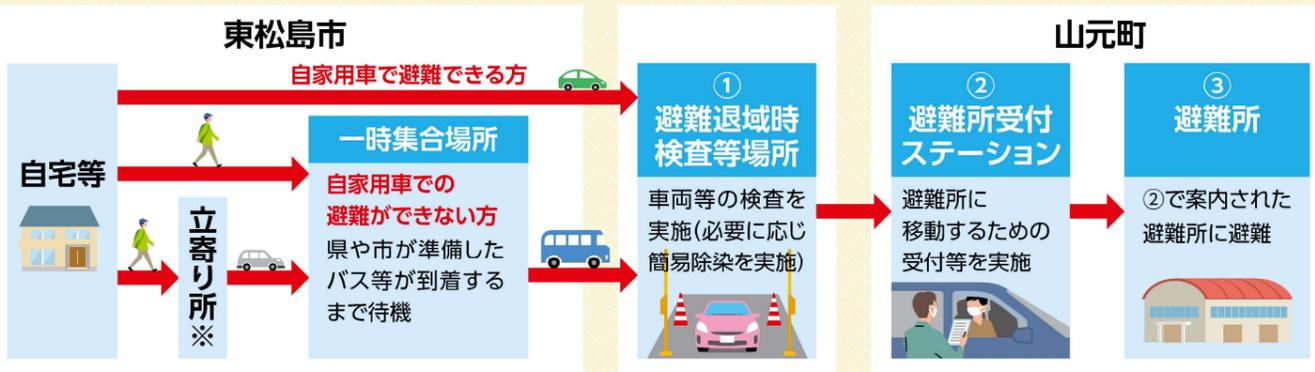
- 避難してきた方の車両や衣服等への放射性物質の付着状態を検査する場所です。
- 検査の結果、基準値を超えた場合は、除染を行います。
- 検査後には「通過証」と安定ヨウ素剤が配布されます。

避難所受付ステーションとは

- 避難してきた方に対し、避難所を案内する場所です。
- この場所を経由することで、避難所が変更になった場合でも、適切に案内することができます。

安定ヨウ素剤について

- 一時集合場所または避難退域時検査等場所等で安定ヨウ素剤が配布されます。
- 県及び市からの服用指示に従って、適切なタイミングで服用してください。



※立寄り所は、自宅等から一時集合場所までの距離が500m以上あるなど徒歩移動が困難な方が集まる場所として市が指定する場所です。立寄り所から一時集合場所までは、市が配車する車両で移動します。

あなたの避難先は山元町です。

市より避難や一時移転の指示があった場合は下表の①→②→③の経路で避難先へ向かってください。詳細な経路図は、このマニュアルの内側に記載しておりますので、ご確認ください。

※災害の状況に応じて、①～③は変更となることがあります。①～③の場所及び経路については、市からの避難指示と併せてお知らせします。

①避難退域時検査等場所	②避難所受付ステーション	③避難所
野蒜市民センター (東松島市野蒜ヶ丘1丁目15-1)	山元町役場 (巨理郡山元町浅生原字作田山32番地)	山元町内3施設 (避難所の一覧は内面に記載)

避難時の持ち出し品について(一例)

貴重品 現金・印鑑・健康保険証など	食料 飲料水・非常食	応急医薬品 常備薬・お薬手帳・バンソウコウ など	衣類など 着替え・タオル・生理用品など	乳児用用品 紙オムツ・粉ミルク・ほ乳びんなど
携帯電話 充電器も忘れずに!	携帯ラジオ・懐中電灯 乾電池も忘れずに!	日常生活に欠かせないもの 眼鏡・入れ歯・補聴器・電池など	避難時などに使用するもの マスク・ハンカチ・上着・リュック・帽子・スリッパなど	

放射性物質の吸入や付着を防ぐために、マスクや帽子を着用して避難しましょう。

自家用車での避難に備え、日頃から避難できる程度の燃料があるかを確認し、必要に応じて給油するよう心がけてください。

災害時の情報収集先

東松島市公式ホームページ



みやぎ原子力情報ステーション



宮城県原子力安全対策課



宮城県公式Twitter



東松島市総務部防災課
TEL.0225-82-1111(代)
宮城県復興・危機管理部
原子力安全対策課
TEL.022-211-2341

東松島市〈宮戸地域〉 原子力災害時の防災対応マニュアル

保存版 令和4年1月版
UPZ版

UPZ: 発電所より概ね5km~30km圏内

広域避難計画について

この「原子力災害時の防災対応マニュアル」は、女川原子力発電所において原子力災害が発生した際に、「どのように行動すればよいか」について、記載したものです。

なお、東松島市では、原子力災害時の必要な防護対策を「東松島市広域避難計画」として定めており、計画がこのマニュアルに反映されています。

災害時に活用できるように、このマニュアルを身近な場所に保管してください。

事故発生時の対応について

原子力発電所の状況や、放射性物質の放出の有無、お住まいの地域の空間放射線量の測定結果によって、国、県、市が屋内退避や避難などが必要か判断し、下図のとるべき行動をお知らせします。

防災行政無線や緊急速報メール、ホームページ等の情報に注意し、市の指示に従って行動しましょう。



放射性物質の通過後に、お住まいの地域の空間放射線量が上がり、避難や一時移転が必要となった場合は、市より指示がありますので、指示に従って行動しましょう。

放射性物質放出中は放射性物質から身を守るため、屋内退避が基本となります。



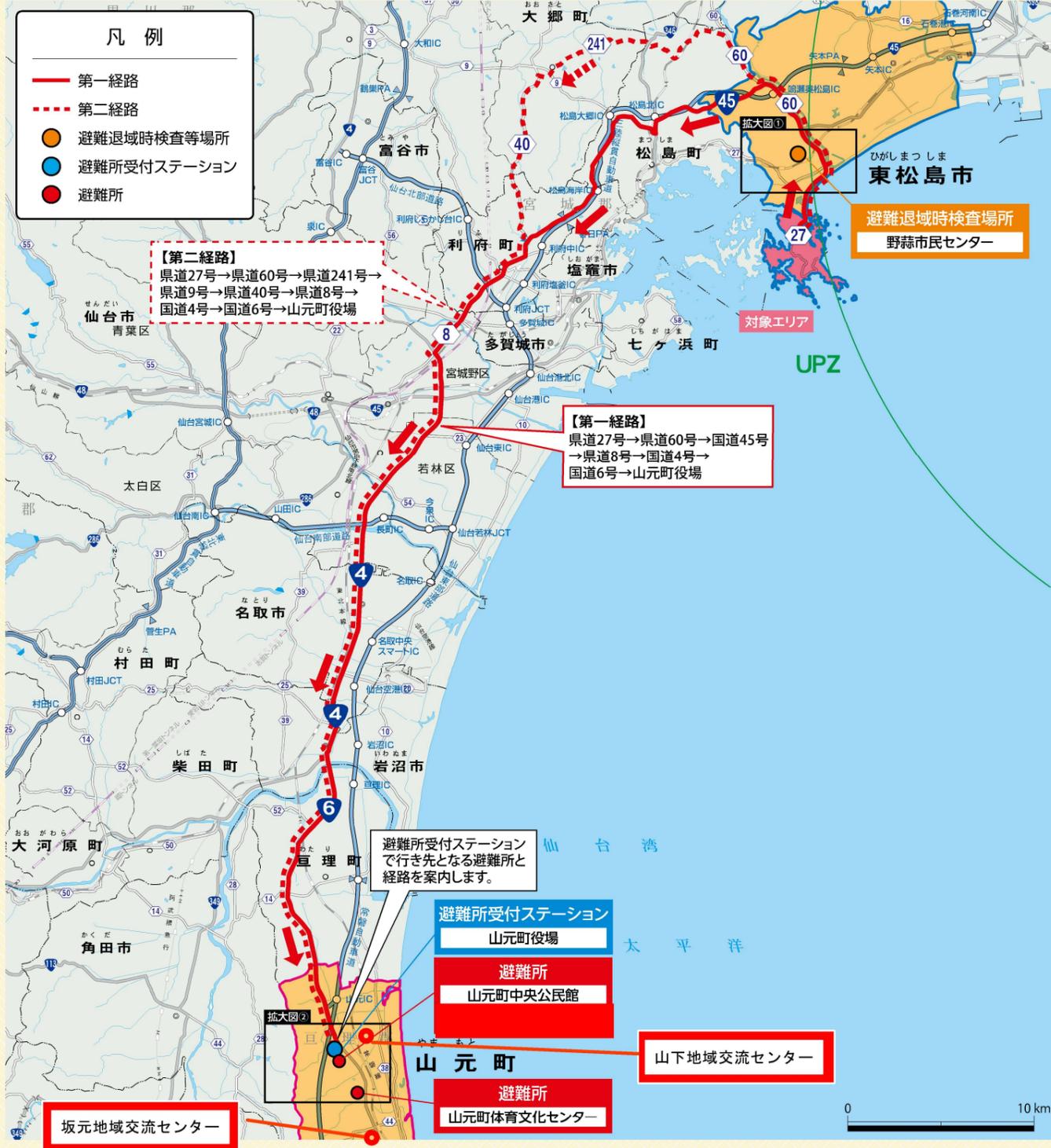
放出された放射性物質が通過している間に屋外に出ると、被ばくするため、屋内に退避して被ばく量を少なくします。

屋内ではドアや窓を閉める、換気扇を止めるなど、放射性物質を室内に入れない対策を行い、被ばくする量をより少なくします。

木造の建物に屋内退避した場合、吸入による内部被ばくを屋外にいる場合の75%削減することができます。

避難経路図

- 市より避難指示があった場合は、以下の第一経路(—)により、避難先へ向かっていただきます。
- 必ず以下の **避難退域時検査等場所** と **避難所受付ステーション** を経由してから、案内された **避難所** に向かってください。
- 災害の状況に応じて、第一経路以外の経路で避難するよう市から指示することがありますので、市の指示に従って行動して下さい。



(自家用車避難できない方)一時集合場所

- 自家用車で避難できない方は、お住まいの行政区に該当する以下の一時集合場所に集合し、バス等に乗車してください。

行政区名	一時集合場所
大浜/室浜/月浜	宮城県松島自然の家
里北/里南	宮戸市民センター

拡大図①(避難退域時検査等場所周辺図)



拡大図②(避難所受付ステーション周辺図)



行政区別避難所

- お住まいの行政区に対応する避難所は以下のとおりです。避難所までの行き方については、避難所受付ステーションで案内します。

行政区名	避難所
大浜/室浜	山下地域交流センター (巨理郡山元町つばめの杜1-80)
月浜	坂元地域交流センター (巨理郡山元町坂本字町東1-60)
里北/里南	山元町中央公民館(巨理郡山元町浅生原字日向12番地1号)